

名古屋市住宅都市局
設計変更ガイドライン
(営繕工事版)

令和2年12月

名古屋市住宅都市局

目 次

| | |
|-----------------------------|---|
| 第1章 共通事項 | 1 |
| 1 ガイドラインの目的 | 2 |
| 2 適用 | 2 |
| 3 補則 | 2 |
| 第2章 設計変更に係るガイドライン | 3 |
| 1 用語の定義 | 4 |
| 2 設計図書等の確認 | 4 |
| 3 設計変更に伴う契約変更の時期及び工事着手の時期 | 4 |
| 4 設計変更が認められる場合 | 5 |
| 5 設計変更が認められない場合 | 5 |
| 6 適切な契約方法の選択 | 6 |
| 別表 | 7 |
| 第3章 工事の一時中止に係るガイドライン | 8 |
| 1 工事の中止 | 9 |
| 2 中止等の通知・指示 | 9 |
| 3 基本計画書の作成 | 9 |

| | | |
|----|----------------------|----|
| 4 | 工期又は請負代金額の変更、増加費用の負担 | 10 |
| 5 | 増加費用の内訳書及び事務処理上の扱い | 14 |
| 6 | 技術者等の取扱い | 14 |
| 附則 | | 14 |

(参考資料)

- ・ 設計変更手続きフロー（全体）
- ・ 設計変更手続きフロー（契約約款第 17 条関係）
- ・ 設計変更手続きフロー（契約約款第 19 条関係）
- ・ 設計変更手続きフロー（契約約款第 22 条又は第 23 条関係）
- ・ 設計図書の変更に伴う通知書【様式－1 甲乙】
- ・ 設計変更に伴う費用に係る計算書【様式－2】
- ・ $\left(\begin{array}{c} \text{工期} \\ \text{請負代金額} \end{array} \right)$ の変更に係る協議開始日について（通知）【様式－3 甲乙】
- ・ 条件変更等に伴う確認請求書【様式－4】
- ・ 条件変更等に伴う調査結果通知書【様式－5 甲乙】
- ・ 工事の一時中止について（通知）【様式－6 甲乙】
- ・ 一時中止期間中における工事現場の維持、管理等の基本的事項【様式－7】
- ・ 一時中止中の工事の再開について（通知）【様式－8 甲乙】

- ・ 工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書【様式－ 9】
- ・ 工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について（承諾）
【様式－ 1 0 甲乙】
- ・ 工事一時中止に伴う増加費用の負担について（請求）【様式－ 1 1】

第 1 章 共通事項

1 ガイドラインの目的

名古屋市住宅都市局が整備する建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案して設計した目的物を、多種多様な自然・社会・環境条件の下において整備するという特殊性を有している。このため、工事の進捗とともに、当初発注時に予見できない施工条件や環境の変化などの事由により、設計内容の変更や工事の一時中止が避けられない場合がある。

本ガイドラインは、設計変更や工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合の運用基準について必要な事項を定め、発注者と受注者の双方が対等な立場で協議を行い、契約事務の手続きが円滑かつ適正に行われることを目的とする。

2 適用

本ガイドラインは、名古屋市工事請負契約約款（名古屋市工事請負契約約款（住宅用）を含む。以下「契約約款」という。）を用いて締結する契約に適用する（土木工事は除く。）。

3 補則

本ガイドラインに定めのない事項又は、本ガイドラインによりがたい事案が発生した場合には、関係局と十分調整し処理する。

第 2 章 設計変更に係るガイドライン

1 用語の定義

本章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計変更 契約約款第17条（条件変更等）、第18条（設計図書の変更）及び第19条（工事の中止）の規定により、図面又は仕様書等を変更することをいう。
- (2) 契約変更 契約約款第22条（工期の変更方法）及び第23条（請負代金額の変更方法等）の規定により発注者と受注者が協議をした上で、契約約款第26条（変更に伴う手続）に基づき、工期の変更及び請負代金額の変更の契約を締結することをいう。
- (3) 軽微な設計変更 工事の変更が予定されるもので、契約変更ごとに契約変更見込金額の合計が請負代金額の20%又は900万円のいずれか低い金額までのものをいう。
- (4) 構造変更等重要なもの 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当するものをいう。
 - （ア）当該工事の主要工事目的物の主構造（断面）の変更
 - （イ）当該工事の主要工事目的物を施工するための工法変更
 - （ウ）当該工事の主要工事目的物の施工位置の大幅な変更

2 設計図書等の確認

監督員は、受注者から契約約款第17条第1項の規定による設計図書等の確認の請求をされた場合には、直ちに調査を行わなければならない。（様式－4）

また、発注者は、原則として調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。（様式－5）

3 設計変更に伴う契約変更の時期及び工事着手の時期

（原則）

設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとし、契約変更後に工事施工に着手するものとする。

（特例）

次の各号に該当する場合は、原則によらず、契約変更前に工事施工することができる。

- (1) 軽微な設計変更（構造変更等重要なものを除く。）による場合
この場合、契約変更の時期は、工期内いつでも行うことができる。
- (2) 別表に掲げる事由により設計変更（構造変更等重要なものを除く。）を行う

必要があり、軽微な設計変更の額を超える場合
この場合、遅滞なく契約変更を行うものとする。

4 設計変更が認められる場合

次の場合は、契約約款第17条（条件変更等）、第18条（設計図書の変更）及び第19条（工事の中止）の規定に基づくものとして、設計変更を認めるものとする。

| 設計変更が認められる場合 | 契約約款 |
|--|------------|
| 図面、仕様書等が一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く。） | 第17条第1項第1号 |
| 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 | 第17条第1項第2号 |
| 設計図書の表示が明確でない場合 | 第17条第1項第3号 |
| 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合 | 第17条第1項第4号 |
| 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じた場合 | 第17条第1項第5号 |
| 発注者が必要と認めて設計図書の変更をする場合 | 第18条 |
| 工事用地等の確保ができない等のため又は天災等であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事を施工できないと認められた場合 | 第19条 |

5 設計変更が認められない場合

次の場合は、原則として設計変更が認められないので留意する。ただし、契約約款第25条（臨機の措置）による対応の場合はこの限りではない。

- (1) 設計図書に定めのない事項において、発注者と「協議」を行わない、又は発注者からの「指示」等の通知がない状況で、受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- (2) 契約約款及び公共建築工事標準仕様書1. 1. 8から1. 1. 10に定められている所定の手続を経ていない場合
- (3) 公共建築工事標準仕様書の各章に規定されている監督職員（契約約款では監督員という。）の承諾、指示、協議等（書面によることを原則とする。）を踏

まえないで施工を実施した場合

6 適切な契約方法の選択

設計図書の変更が生じた場合は、工事の変更内容と現場状況などを考慮して設計変更し、又は別途発注にて入札に付すなど、適切な契約方法を選択する。

別表

| 工事内容の例 |
|---|
| 1 防災又は安全管理のため、緊急施工が必要な場合 |
| 2 受注者の責によらないもので、契約変更を待つことができない場合 |
| 3 予見できない事態が発生し、設計を変更し継続して工事を行うことが合理的な場合 |

第3章 工事の一時中止に係るガイドライン

1 工事の中止

- (1) 発注者は、以下の事由により受注者が工事を施工できないと認められる場合は、工事の全部又は一部の施工を一時中止しなければならない。
 - ア 工事用地等の確保ができない等のため、受注者が工事を施工できないと認められる場合
 - イ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合
- (2) 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、次に定めるところにより、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
 - ア 「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲及び中止期間については、発注者の判断による。
 - イ 発注者が工事を中止させることができるのは、工事の完成前に限る。
 - ウ 受注者は、受注者の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。
- (3) 受注者は、工事期間中の工事現場の管理を善良な管理者の注意をもって行う。

2 中止等の通知・指示

- (1) 発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事範囲及び中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。(様式－6)
- (2) 発注者は、工事現場を適正に維持・管理等するために、最小限必要な管理体制等の基本的事項を受注者に指示することとする。(様式－7)
- (3) 発注者は、一時中止している工事について、施工が可能と認められた時は、工事の再開を受注者に通知しなければならない。(様式－8)

3 基本計画書の作成

受注者は、発注者から工事の全部又は一部の施工を一時中止する旨の通知があった場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書(様式－9及び別紙)」(以下「基本計画書」という。)を提出し、発注者の承諾(様式－10)を受けものとする。

- (1) 受注者は、基本計画書において工事現場の管理責任に係る旨を明らかにする。
- (2) 実際に工事着手する前の事前調査や施工計画書作成中の段階であっても、工事

現場の管理は必要となることから、受注者は、基本計画書を提出し、発注者の承諾を受けることとする。

(3) 基本計画書の記載内容は、以下のとおりとする。

- ア 中止時点における工事の出来高、技術職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- イ 工事一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ウ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- エ 工事再開に向けた方策
- オ 工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠
- カ 基本計画書に変更が生じた場合の手続

4 工期又は請負代金額の変更、増加費用の負担

発注者は、工事の施工を中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は増加費用を負担しなければならない。ただし、中止がごく短期間である場合や中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除く。

(1) 工期の変更

- ア 工期の変更期間は、原則として工事を中止した期間とするが、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- イ 地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興期間に長期を要する場合もあることから、後片付け期間や復興に要した期間を含めて工期を延期することも可能とする。

(2) 請負代金額の変更

工事一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

(3) 増加費用の負担

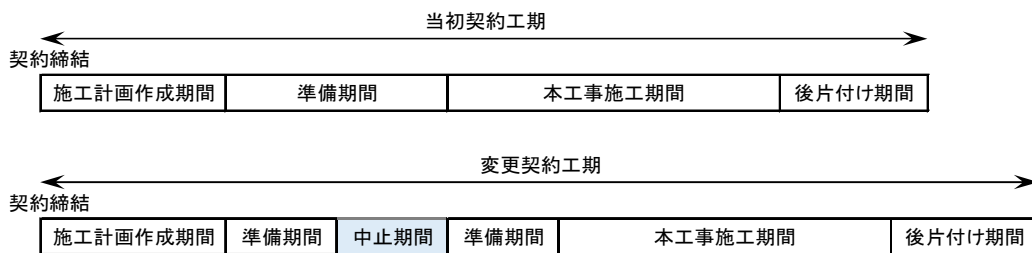
増加費用とは、暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたものをいい、損害とは、発注者に過失がある場合に生じたものや事情変更により生じたものをいう。増加費用と損害は区別しないものとする。

ア 契約後準備着手前に中止した場合



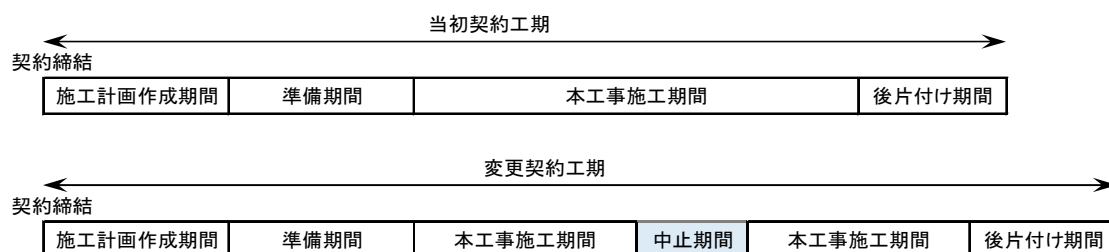
- (ア) 契約後準備着手前とは、契約締結後で、仮設物が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備に着手するまでの期間をいう。
- (イ) この場合の工事一時中止に伴う増加費用は計上しない。

イ 準備期間に中止した場合



- (ア) 準備期間とは、契約締結後で、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を行う期間をいう。
- (イ) 増加費用の範囲
- a 発注者が工事の一時中止を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。(様式－11)
 - b 増加費用としては、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費(現場代理人、主任技術者及び監理技術者等の現場従業員手当)等が想定される。
- (ウ) 増加費用の積算
- a 増加費用は、原則として受注者から見積りを求めて積算する。
 - b 増加費用の積算は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性、数量などについて、発注者と受注者とが協議して算定する。(工事施行要綱第4－2号様式)

ウ 工事目的物又は仮設に係る工事（以下「本工事」という。）の施工中に中止した場合



(ア) 増加費用の範囲

- a 増加費用は、発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延期となった場合を含む。）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。（様式－１１）

- b 増加費用として積算する範囲は、以下のとおりとする。

(a) 工事現場の維持に要する費用

中止期間中に工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等

(b) 工事体制の縮小に要する費用

中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等

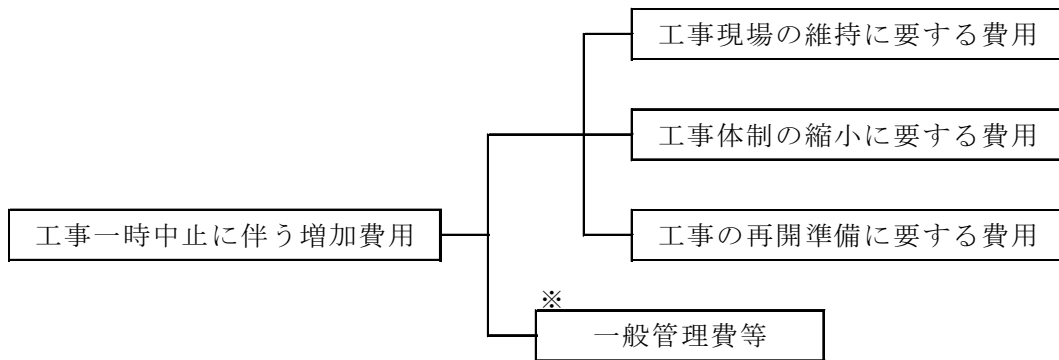
(c) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者又は技術職員の転入に要する費用等

(d) 受注者の本支店における必要な費用

工事一時中止に伴う本支店における増加費用

(イ) 増加費用の構成



※工事一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

(ウ) 増加費用の積算

- a 増加費用は、原則として本工事の施工着手後を対象に受注者から見積りを求めて積算する。ただし、工事現場の維持、工事体制の縮小及び工事の再開準備（以下「工事現場の維持等」という。）に要する費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、警備要員など当初予定価格の作成時に積み上げで算定したものがある場合、当初積算の方法により積み上げ計上する。
- b 増加費用の積算は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性、数量などについて、発注者と受注者とが協議して算定する。（**工事施行要綱第4-2号様式**）
- c 工事一時中止に係る本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、工事中止に伴う増加費用（積み上げ分）を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。
- d 一般管理費等率は、工事原価に工事一時中止に伴う増加費用（積み上げ分）を加算した額に対応する一般管理費等率とする。
- e 契約保証費は補正を行わない。

5 増加費用の内訳書及び事務処理上の扱い

(1) 増加費用の内訳書における取扱い

増加費用は、中止した工事の内訳書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の工事費とは別計上する。

(2) 増加費用の事務処理上の取扱い

増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって設計変更の例にならい、更改契約するものとする。

増加費用の積算は、工事再開後速やかに発注者と受注者が協議して行う。

6 技術者等の取扱い

(1) 工事の全部の施工を一時中止している期間は、現場代理人の工事現場への常駐を要しない。

(2) 工事の全部の施工を一時中止している期間は、主任技術者及び監理技術者の専任を要しない。

(3) 工事の全部の施工を一時中止することにより大幅な工期延期となった場合は、発注者との協議により主任技術者及び監理技術者を変更することができる。なお、ここでいう「大幅な工期延期」とは、名古屋市工事請負契約約款第44条第1項第2号を準拠して、延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは6月）を目安とする。

附 則

本ガイドラインは、平成27年6月8日から施行するものとする。

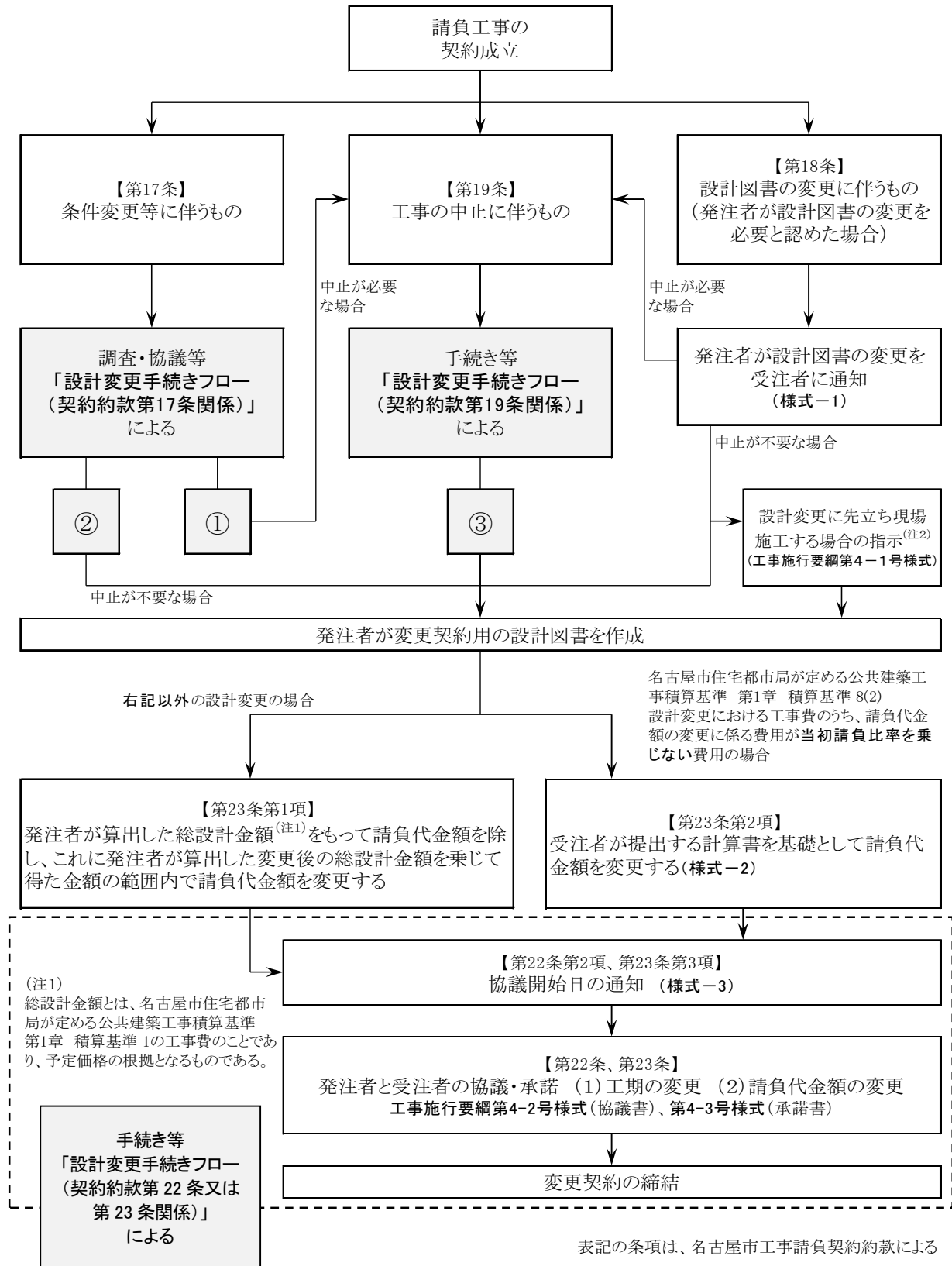
本ガイドラインは、平成29年9月1日から施行するものとする。

本ガイドラインは、平成30年4月1日から施行するものとする。

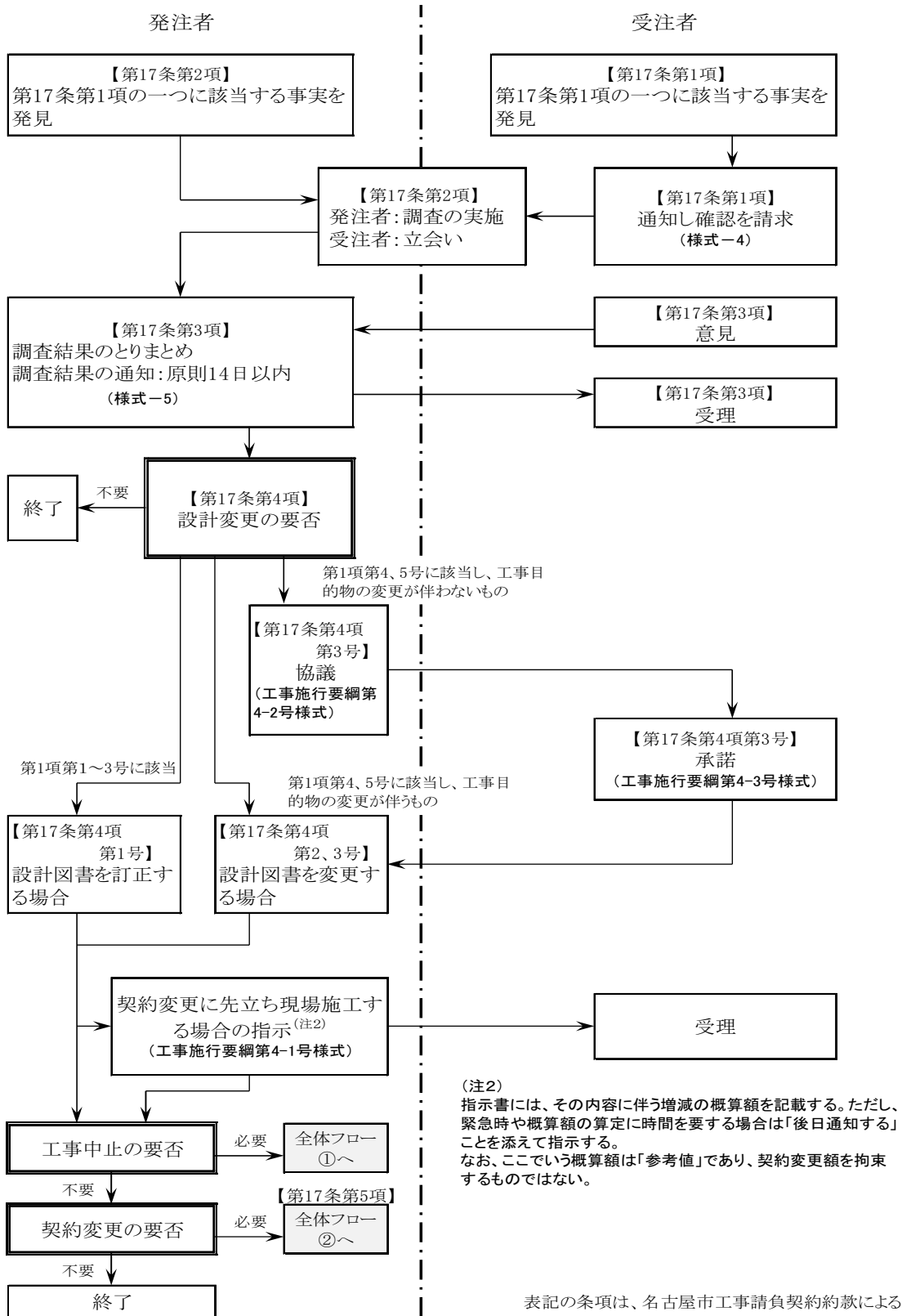
本ガイドラインは、平成31年2月1日から施行するものとする。

本ガイドラインは、令和2年12月1日から施行するものとする。

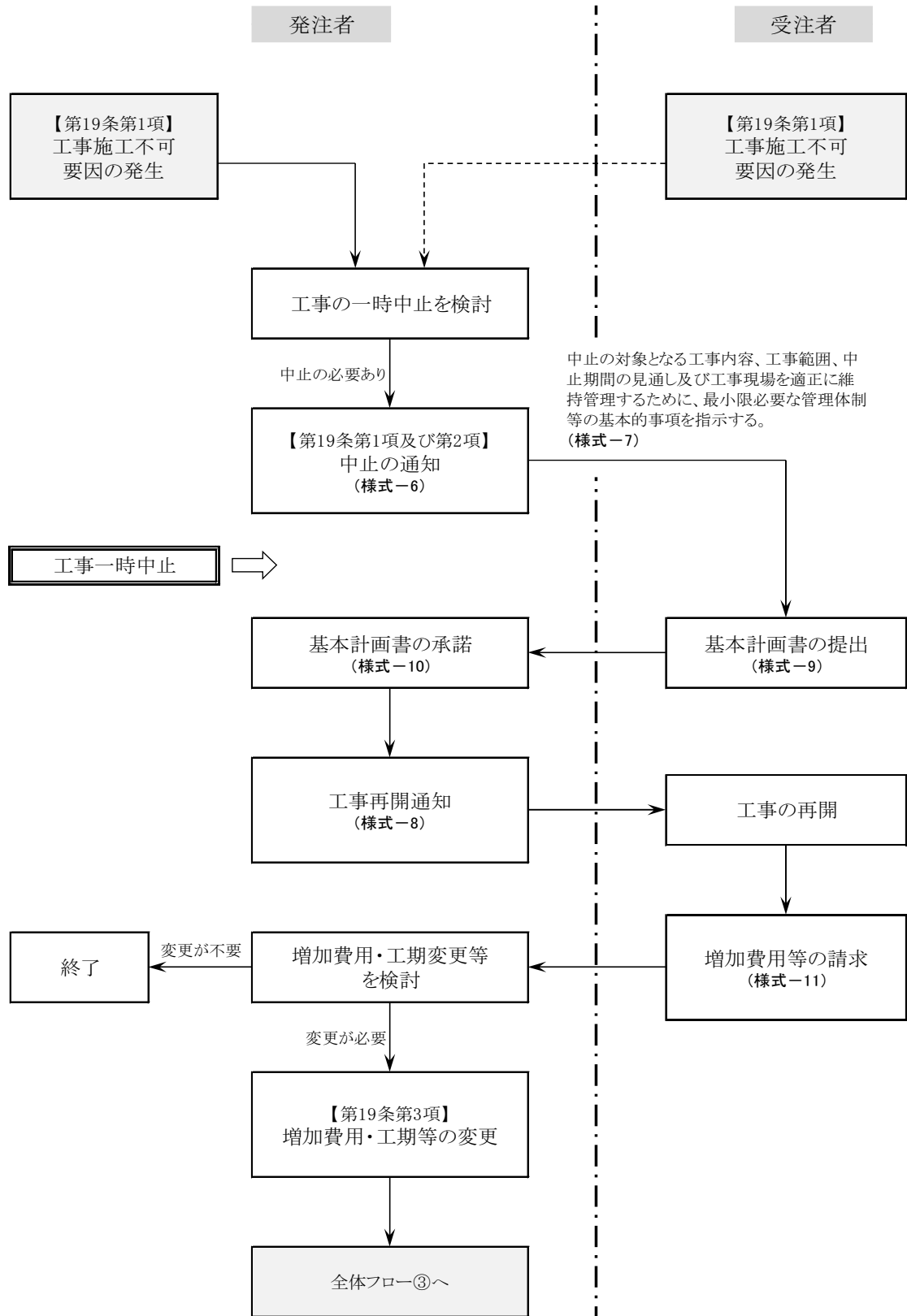
設計変更手続きフロー(全体)



設計変更手続きフロー（契約約款第17条関係）



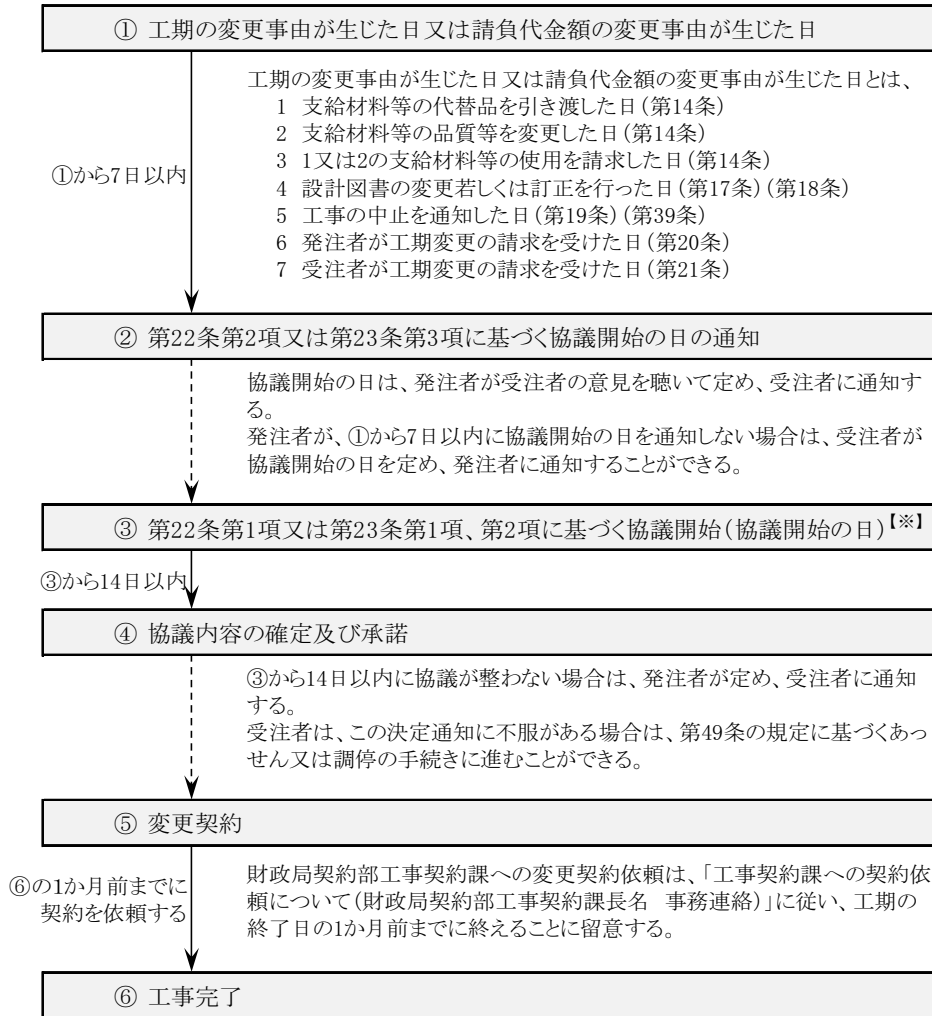
設計変更手続きフロー(契約約款第19条関係)



表記の条項は、名古屋市工事請負契約約款による

設計変更手続きフロー（契約約款第22条又は第23条関係）

名古屋市工事請負契約約款の各条項（ただし、請負代金額の変更については第24条を除く）の規定に基づき工期又は請負代金額の変更を行う場合



【※】協議開始日の設定について

第22条第2項又は第23条第3項に定められた協議開始の日は、発注者が受注者の意見を聴いて決定し、受注者に通知することとなるが、これは、小規模な変更（軽微な変更）について、その都度協議した場合、受発注者双方の事務作業が増大して負担となるので、複数の小規模な変更をまとめて協議することができるよう、また、小規模な変更以外の変更については、その都度協議ができるようにするために設けられた規定である。

従って、本来は変更事由が発生する都度協議すべきものを、受発注者双方の便宜のためにまとめて協議することもできるようにしているため、発注者は、受注者の意見を十分に聴いて、受注者の不利とならないよう協議開始日の設定を行うことに留意する。

第23条第4項の規定に基づく増加費用又は損害に必要な費用の額の協議について

名古屋市工事請負契約約款の各条項の規定に基づき、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、単に「発注者と受注者とが協議して定める」とあり、請負代金額の変更について規定している第23条第1項から第3項までとは、手続きが異なることに留意する。

(様式-1) 甲

| | | | |
|------------|--|------------|--|
| 課・室 公所長 | | 課・室 公 所 | |
|------------|--|------------|--|

起案日 年 月 日
決裁日 年 月 日
施行日 年 月 日

本書のとおり通知してよろしいか。(所属 補職 氏名) 印

年 月 日

受注者 商号又は名称
代表者氏名 様

名古屋市長

設計図書の変更に伴う通知書

下記工事について、次のとおり設計図書を変更しますので、名古屋市工事請負契約約款第18条の規定により通知します。

記

| | |
|-------------------|--|
| 工 事 名 | |
| 工 事 場 所 | |
| 設 計 図 書 の 変 更 内 容 | |
| | |

(様式-1) 乙

年 月 日

受注者 商号又は名称
代表者氏名 様

名古屋市長

設計図書の変更に伴う通知書

下記工事について、次のとおり設計図書を変更しますので、名古屋市工事請負契約約款第18条の規定により通知します。

記

| | |
|-------------------|--|
| 工 事 名 | |
| 工 事 場 所 | |
| 設 計 図 書 の 変 更 内 容 | |
| | |

(様式-2)

年 月 日

名古屋市長

受注者 住所
商号又は名称
代表者氏名

設計変更に伴う費用に係る計算書

下記工事について、名古屋市工事請負契約約款第 23 条第 2 項の規定により、別添のとおり設計変更に伴う費用に係る計算書を提出します。

記

| | |
|----------------|-------------------|
| 工 事 名 | |
| 工 事 場 所 | |
| 工 期 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 設計変更に伴う 費 用 | 円 |

※計算書を別紙添付。計算書については、見積書等とする。

(様式-3) 甲

| | | | |
|------------|--|------------|--|
| 課・室 公所長 | | 課・室 公 所 | |
|------------|--|------------|--|

起案日 年 月 日
決裁日 年 月 日
施行日 年 月 日

本書のとおり通知してよろしいか。(所属 補職 氏名) 印

年 月 日

受注者 商号又は名称
代表者氏名 様

名古屋市長

〔 工期
請負代金額 〕 の変更に係る協議開始日について (通知)

表題の件について、下記のとおり、協議開始日を定めましたので、名古屋市工事請負契約約款第〇〇条第〇項の規定により、通知します。

なお、協議内容については、別途通知します。

記

| | |
|-----------|-------------------|
| 工 事 名 | |
| 工 事 場 所 | |
| 工 期 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 協 議 開 始 日 | 年 月 日 |

※工期の変更は第22条第2項、請負代金額の変更は第23条第3項と記載する。

(様式-3) 乙

年 月 日

受注者 商号又は名称
代表者氏名 様

名古屋市長

〔 工期
請負代金額 〕 の変更に係る協議開始日について (通知)

表題の件について、下記のとおり、協議開始日を定めましたので、名古屋市工事請負契約約款第〇〇条第〇項の規定により、通知します。

なお、協議内容については、別途通知します。

記

| | |
|-----------|-------------------|
| 工 事 名 | |
| 工 事 場 所 | |
| 工 期 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 協 議 開 始 日 | 年 月 日 |

※工期の変更は第22条第2項、請負代金額の変更は第23条第3項と記載する。

(様式-4)

年 月 日

担当監督員

受注者 住所
商号又は名称
現場代理人

条件変更等に伴う確認請求書

下記工事の施工にあたり、名古屋市工事請負契約約款第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり確認を請求します。

記

| | |
|---------|--|
| 工 事 名 | |
| 工 事 場 所 | |
| 確 認 内 容 | |
| | |

(様式-5) 甲

| | | | |
|------------|--|------------|--|
| 課・室 公所長 | | 課・室 公 所 | |
|------------|--|------------|--|

起案日 年 月 日
決裁日 年 月 日
施行日 年 月 日

本書のとおり通知してよろしいか。(所属 補職 氏名) 印

年 月 日

受注者 商号又は名称
代表者氏名 様

名古屋市長

条件変更等に伴う調査結果通知書

年 月 日付けで確認請求のありました下記工事の条件変更等に伴う調査については、名古屋市工事請負契約約款第 17 条第 3 項の規定により、次のとおり結果を通知します。

記

| | |
|---------|--|
| 工 事 名 | |
| 工 事 場 所 | |
| 調 査 結 果 | |
| | |

(様式-5) 乙

年 月 日

受注者 商号又は名称
代表者氏名 様

名古屋市長

条件変更等に伴う調査結果通知書

年 月 日付けで確認請求のありました下記工事の条件変更等に伴う調査については、名古屋市工事請負契約約款第 17 条第 3 項の規定により、次のとおり結果を通知します。

記

| | |
|---------|--|
| 工 事 名 | |
| 工 事 場 所 | |
| 調 査 結 果 | |
| | |

(様式-6) 甲

| | | | |
|------------|--|------------|--|
| 課・室 公所長 | | 課・室 公 所 | |
|------------|--|------------|--|

起案日 年 月 日
決裁日 年 月 日
施行日 年 月 日

本書のとおり通知してよろしいか。(所属 補職 氏名) 印

年 月 日

受注者 商号又は名称
代表者氏名 様

名古屋市長

工事の一時中止について (通知)

下記工事について、工事を中止するよう名古屋市工事請負契約約款第 19 条第○項の規定により通知します。

| | |
|---------------------|---|
| 工 事 名 | |
| 工 期 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 工事の一時中止 予 定 期 間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで (※工事の再開については別途通知します。) |
| 工事の一時中止を 必要とする理由 | |
| 工事を一時中止 する区域等 | |
| 管理体制等の 基本的事項 | 中止期間中における工事現場の維持管理を(様式-7)に基づき 行うこと。 |
| 基本計画書 の提出 | 中止期間中の維持管理に関する基本計画書を(様式-9)により 提出し、発注者の承諾を得ること。 |

(様式-6) 乙

年 月 日

受注者 商号又は名称
代表者氏名 様

名古屋市長

工事の一時中止について（通知）

下記工事について、工事を中止するよう名古屋市工事請負契約約款第 19 条第○項の規定により通知します。

| | |
|---------------------|---|
| 工 事 名 | |
| 工 期 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 工事の一時中止 予 定 期 間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで (※工事の再開については別途通知します。) |
| 工事の一時中止を 必要とする理由 | |
| 工事を一時中止 する区域等 | |
| 管理体制等の 基本的事項 | 中止期間中における工事現場の維持管理を（様式-7）に基づき 行うこと。 |
| 基本計画書 の提出 | 中止期間中の維持管理に関する基本計画書を（様式-9）により 提出し、発注者の承諾を得ること。 |

(様式－7)

工事一時中止期間中における工事現場の維持、管理等の基本的事項

- 1 (維持、管理等について、詳細に記述する。)

(様式-8) 甲

| | | | |
|------------|--|------------|--|
| 課・室 公所長 | | 課・室 公 所 | |
|------------|--|------------|--|

起案日 年 月 日
決裁日 年 月 日
施行日 年 月 日

本書のとおり通知してよろしいか。(所属 補職 氏名) 印

年 月 日

受注者 商号又は名称
代表者氏名 様

名古屋市長

一時中止中の工事の再開について (通知)

年 月 日付で工事一時中止を通知した下記工事を再開されるよう通知します。

| | |
|-----------|-------------------|
| 工 事 名 | |
| 工 期 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 工 事 再 開 日 | 年 月 日 |

(様式-8) 乙

年 月 日

受注者 商号又は名称
代表者氏名 様

名古屋市長

一時中止中の工事の再開について（通知）

年 月 日付で工事一時中止を通知した下記工事を再開されるよう通知します。

| | |
|-------|-------------------|
| 工 事 名 | |
| 工 期 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 工事再開日 | 年 月 日 |

(様式－9)

年 月 日

名古屋市長

受注者 住所
商号又は名称
代表者氏名

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書

年 月 日付で工事一時中止の通知があった下記工事について、別紙のとおり基本計画書を提出します。

記

| | |
|-------|-------------------|
| 工 事 名 | |
| 工 期 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |

(別紙)

基本計画書

1 工事一時中止時点における内容

- (1) 一時中止する工種の出来高
- (2) 技術職員の体制
- (3) 労務者数
- (4) 搬入済みの材料等
- (5) 建設機械器具等の状況

2 工事一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること

- (1) 工事現場の体制の縮小
 - ア 工事一時中止に伴い拡大又は縮小する技術職員の体制
 - イ 工事一時中止に伴い搬入又は搬出する材料等
 - ウ 工事一時中止に伴い搬入又は搬出する建設機械器具等
- (2) 工事現場の体制の再開
 - ア 工事の再開に伴い拡大又は縮小する技術職員の体制
 - イ 工事の再開に伴い搬入又は搬出する材料等
 - ウ 工事の再開に伴い搬入又は搬出する建設機械器具等

3 工事一時中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること

- (1) 工事現場の点検
- (2) 緊急時の体制及び対応
- (3) 工事一時中止期間中に実施する作業

4 一時中止した工事現場の管理責任に関すること

- (1) 工事一時中止期間中の管理責任者
- (2) 工事一時中止期間中の体制
 - ア 現場代理人の常駐又は非常駐の状況
 - イ 監理技術者等の専任又は非専任の状況
 - ウ 施工担当者の配置状況

- 5 工事再開に向けた方策
- 6 工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠
- 7 基本計画書に変更が生じた場合の手続

(様式-10) 甲

| | | | |
|------------|--|------------|--|
| 課・室 公所長 | | 課・室 公 所 | |
|------------|--|------------|--|

起案日 年 月 日
決裁日 年 月 日
施行日 年 月 日

本書のとおり承諾してよろしいか。(所属 補職 氏名) 印

年 月 日

受注者 商号又は名称
代表者氏名 様

名古屋市長

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する
基本計画書について (承諾)

年 月 日付で工事一時中止の通知を行った下記工事について、貴社より
年 月 日付で提出のあった基本計画書の内容 (別紙) を確認した結果、承諾し
ます。

記

| | |
|-------|-------------------|
| 工 事 名 | |
| 工 期 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |

(様式-10) 乙

年 月 日

受注者 商号又は名称
代表者氏名 様

名古屋市長

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する
基本計画書について（承諾）

年 月 日付で工事一時中止の通知を行った下記工事について、貴社より
年 月 日付で提出のあった基本計画書の内容（別紙）を確認した結果、承諾し
ます。

記

| | |
|-------|-------------------|
| 工 事 名 | |
| 工 期 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |

(様式-11)

年 月 日

名古屋市長

受注者 住所
商号又は名称
代表者氏名

工事一時中止に伴う増加費用の負担について（請求）

名古屋市工事請負契約約款第19条第3項の規定により、下記工事一時中止に伴う増加費用の負担について協議願います。

記

| | |
|---------|--------|
| 工 事 名 | |
| 請 求 金 額 | 金 円の増額 |

※ 上記金額の根拠資料として、以下の書類のうち、該当するものを添付してください。

- ① 工事現場の維持に要する費用を証明する見積り明細書、請求書等
- ② 工事体制の縮小に要する費用を証明する見積り明細書、請求書等
- ③ 工事の再開準備に要する費用を証明する見積り明細書、請求書等